

様式第2号(第4条関係)

付番
住居番号 変更 申出書
廃止

年 月 日

燕市長様

申請者
住所
氏名

次の理由により住居番号を付番・変更・廃止する必要が生じたので、燕市住居表示に関する条例第3条第2項の規定により申し出ます。

理由

氏名又は名称		
建物	所在地	燕市
	構造	木造 鉄骨 その他 階建
	用途	
	完成	年 月 日

建物の場所の付近見取図と建物平面図を裏面に記入してください。
この場合、建物の主要な出入口を明示すること。

付近見取図

建物平面図

住居表示区域内の「住居新築届」と 「住居番号（付番・変更・廃止）申出書」について

- ・住居表示が必要な地区で新築される方は、建物の完成が近づいた段階で「住居新築届」と「住居番号（付番・変更・廃止）申出書」を提出してください。
- ・住居表示地区については、下記の担当へお問い合わせください。

○必要なもの

1. 新築場所付近の見取り図の写し
2. 配置図の写し
3. 建物平面図の写し
4. 住居新築届
5. 住居番号（付番・変更・廃止）申出書

○提出について

- ・上記5点の書類を市民課窓口に提出してください。
（記載内容について、確認をさせていただきます。）
- ・決定通知書・プレートができましたら、連絡をしますので、市民課窓口までお出てください。

【注意】

- ・住居表示が必要な場合、実際に建物の現況を拝見（現地確認）してから、住居番号を付番するため、上記書類を提出していただいた当日には、住所変更の手続きができません。住所異動の手続きが必要な方は、窓口へ来られた際に、担当にご確認ください。
- ・建物の現地確認は原則、建物完成後か足場が外れてからとなります。
- ・申請をいただいてから住居表示番号の決定まで、1週間～10日程度かかります。

【お問い合わせ先】

燕市役所 市民課 市民窓口1係
〒959-0295
新潟県燕市吉田西太田1934番地
☎0256-92-1111（代表）